

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 令和元年12月18日（水）午後2時から午後4時まで

場 所 松山地方裁判所大会議室（5階）

参加者等

所 長 牧 賢 二（松山地方裁判所長）

司会者 末 弘 陽 一（松山地方裁判所刑事部部総括判事）

裁判官 馬 場 義 博（松山地方裁判所判事補（特例））

検察官 志 村 拓 実（松山地方検察庁検事）

検察官 鈴 木 舞（松山地方検察庁検事）

弁護士 高 橋 宏 典（愛媛弁護士会所属弁護士）

弁護士 仲宗根 南 子（愛媛弁護士会所属弁護士）

裁判員等経験者1番 男性 大学生 （以下「1番」と略記）

裁判員等経験者2番 50代 男性 整体師 （以下「2番」と略記）

裁判員等経験者3番 40代 女性 自営業 （以下「3番」と略記）

裁判員等経験者4番 20代 女性 （以下「4番」と略記）

（記者クラブ記者 9名）

所長挨拶

裁判員経験者の意見交換会を開催するに際し、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、師走のお忙しくお寒い中、4名の裁判員又は補充裁判員を経験した皆様にお集まりいただきました。誠にありがとうございます。

御承知のとおり、裁判員制度は、国民の中から裁判員に選任された方々に裁判官とともに刑事裁判手続に関与していただくことを通じて、国民の皆様が司法に対する理解を深めていただき、司法への信頼を高めるとともに、国民の皆様にとってより身近な司法を実現することを目指して導入されました。そして、

本年5月21日には制度施行10周年という大きな節目を迎えました。松山地方裁判所においては、県民の皆様の御理解、御協力により、制度は概ね順調に運用されており、本日までに117件の裁判員裁判について判決がなされております。

本日お集まりいただいた皆様は、平成30年4月から本年8月までの間に松山地方裁判所で実施された裁判員裁判において裁判員又は補充裁判員をお務めいただいた方々であります。今日は、皆様方から、裁判員又は補充裁判員としての御経験を踏まえた御意見や御感想をいろいろとお伺いして、国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加していただけるよう、その声を後日広く国民にお伝えして参りたいと考えております。加えて、今回、当庁刑事部裁判官のほか、松山地方検察庁及び愛媛弁護士会から、それぞれ裁判員裁判に関与された検察官及び弁護士に参加いただいております。今回お伺いした皆様の御意見は、今後の裁判員裁判をより良いものとするために生かして参りたいと存じますので、今日は、どうかきいたんのない活発な意見交換をお願いいたします。

本日の進行は、裁判長として裁判員裁判の審理を担当した当庁刑事部末弘部総括裁判官が務めます。限られた時間ではございますが、どうかよろしく願いいたします。

司会者

松山地方裁判所刑事部の部総括裁判官の末弘でございます。一昨年4月から松山地方裁判所で勤務しております。皆さま、どうぞよろしく願いいたします。

テーマ1 「裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象」

司会者

では、早速本題に入らせていただきます。

今回この意見交換会に御参加いただいた経験者4名の方々が担当された裁判員裁判は、昨年5月から本年3月までの間に審理が行われた合計3件の事件です。罪名としては、1番の方は殺人、窃盗の事件、2番と3番の方は同じ傷害致死、

覚せい剤取締法違反の事件，4番の方は現住建造物等放火の事件の裁判をそれぞれ担当されています。私はこれらすべての裁判と一緒に担当し，本日出席の馬場裁判官は，このうち1番の方から3番の方の裁判と一緒に担当しています。

まず，1番の方は，先ほど申しましたように，殺人事件等を担当されました。犯罪事実の成立に争いはなく，証拠調べ等の審理を2日目の午前中まで行い，その後，評議を行い，4日目の午後に判決を行うというスケジュールでした。一年半くらい前の事件ですが，全体的な感想や印象などをお話しいただければと思いますが，いかがでしょうか。

1番

とても穏やかに評議が行われたという感想を持っています。

司会者

2番と3番の方は，傷害致死事件等を担当されました。犯罪事実の成立に争いはなく，証拠調べ等の審理を2日目の午後まで行い，その後，評議に移り，4日目の午後に判決を行うというスケジュールでした。全体的な印象や感想はいかがだったでしょうか。

2番

全体的に思うのは，すごくしんどかったっていうのと，でも裁判員になれてすごい良かったなあということです。今日来るときもバスで来ましたが，裁判のときは，始発のバスに乗らないと間に合わないので，連続して審理があったときは松山市内に宿泊したのですが，ホテルに着いて，バターンと倒れる感じでした。これだけ疲れてるんだ，ずっと緊張していたんだと，後になって分かる。裁判中は緊張していることは分からなかったのですが，裁判官の皆さんは，これだけ大変なことをやっているんだと思いました。終わってから裁判員を経験して良かったなあというのが全体を通しての印象であり，感想です。

3番

選ばれたときは，嫌だなというのが一番の思いでした。さらに選任手続で抽選

で当たったときは、もうどうしようというのが正直な感想でした。選ばれたときは、当時経営していた会社の仕事が忙しい年末の時期に仕事を抜けることになり、相談することも多くなりましたが、納得した上で参加させていただきました。事件の内容は殺人的なものだったので、大丈夫と試してみただけで、テレビでニュースを見たときに、自分も見たと感じてしまう、ちょっと引きずるといふか、脳裏に焼き付いたまま映像があるっていうのがつらいなっていう部分があつて、でも参加してみて、いろいろな人の意見を聴いてみて勉強になりました。テレビで裁判員裁判の話題になったときに家族で話してみたり、自分だったらこう思うよなっていう考えも湧いてくるようになり、周りの人に話すことによって、周りもそういう感じでいったんだ、じゃあ、やってみようかなって、大丈夫かなって思ってもらえるかなと思うことが、私が参加して良かったことです。

司会者

4番の方は、現住建造物等放火の事件を担当されました。放火の故意と責任能力が争われ、証拠調べ等の審理を3日目の午前中まで行い、その後、評議を行い、5日目の午前中に判決を行うスケジュールでした。4番の方、感想等いかがでしたでしょうか。

4番

裁判員に選ばれたときにどうしようとか、嫌だなという気持ちはなかったですね。むしろ意欲的に参加できたと思います。裁判員を経験して自分の知らなかったこととか、例えば、執行猶予という法律用語を知ってはいても意味までは知らなかったもので、知識を得られたことも良かった。人前でしゃべるとか評議の場であるとか、話したことが一人の人生を左右するので、言葉の重さが本当にすごくて、それだけ自分の意見が重要視され、責任を負うというのは、私の中では、滅多にないことでした。しんどいというのは、確かにあると思いますが、私が担当した事件は5日間ありました。取りすぎじゃないかというくらい休憩を取ってもらいましたが、全て終わってみて、適切な休憩をはさんでもらっていたなと思

ました。私の場合も含め、この10年間、裁判官の方は、休憩を取って調整してくれていたのかなと思いましたが、裁判員の意見を都度取り入れて、制度をよくしていこうという意識、こうして意見交換会なども開いていただけてますし、先日も大学と連携してパネルディスカッションなどのイベントを通して、裁判員裁判の広報活動をされていて、とてもポジティブな印象を持っています。

テーマ2「より裁判員裁判に参加しやすくするための意見やアイデア」

司会者

それでは、2つ目のテーマに移らせていただきます。

裁判員裁判は、平成21年5月にスタートして今年でちょうど10周年を迎え、制度として定着してきていると思われまます。ただ、裁判員制度の課題として、裁判員候補者の辞退率の上昇、出席率の低下の傾向はかねてより指摘されています。言うまでもなく、裁判員裁判は、国民の皆さんに裁判員になっていただかなければ制度は成り立たないところであり、裁判所としても、引き続き、その原因や対応策等を考えていく必要があります。このような観点から、皆さんの経験談等を伺います。

まず、皆さんの中にも、裁判員に選ばれることについて、お仕事や御家庭の関係で支障があったかどうか、あるいは、周囲の理解や協力があって参加できたという方もいらっしゃると思いますけれども、そのような御経験などについて、差し障りのない範囲で、御紹介していただければと思います。1番の方から順にお願いします。

1番

会社や学校の理解が大切だと思いました。裁判員に選ばれるという経験があって、会社の制度が変わるということもあるかと思います。私は、大学の3年生のときに補充裁判員に選ばれましたが、そのことにより、大学の理学部では、裁判員に選ばれたことによる公欠が認められるようになりました。

2番

裁判員制度を社会が受け入れられなければ、続かないと思います。そのためには、続けていくしかないと思います。10年で170件ほどの事件が終わったということですが、次の10年では、経験者も更に増えて、自然と受け入れられるようになると思います。愛媛では、他の事件がたくさんあるところよりは、遅れるだろうなと思います。ただ、言っても無駄とは思いますが、休日に裁判が開かれるなどしない限り、普通の勤め人の方には、裁判員になるのは無理だと思ってしまうので、平日に参加することが可能なという意味で偏った人が裁判員になってしまうかもしれません。勤めている人たちも参加できるようなことを社会としても制度としてもやっていかないといけないのかなと思います。

3番

自分が休んだときはまだ良かったのですが、私も従業員を雇っているので、従業員が裁判員に選ばれ、裁判の日程上、一週間休みますと言われたときに、参加させてあげないといけないのは理解しているのですが、人手不足の中でそれを補う手段がない、会社としてもどうすればいいのだろうという話がよく出ます。そういうことを考えると参加しにくい部分もあると思います。母親の立場からは、子供が学校から帰ってくる時間に居ないこともあると思うし、保育所の送り迎えの時間もあるし、ましてや乳幼児で預けることができない、保育所も自分で探さないといけない、そういうことも指定してくれたり、裁判所にベビーシッターは難しいでしょうけど、親とか介護が必要な人は、介護士やヘルパーを必ず充ててもらえるなどの手当がないと出たくても出られないと思います。その点は改善すべきであると思います。

4番

私は当時、仕事も学校もなかったのですが、予定としては、特に問題はありませんでした。他の裁判員の方の中には、1番、2番、3番の方と同じようなことをおっしゃっておられる方もいました。裁判所に負担をかけることにはなりますが、参加者への日当や交通費は手当されていても、抜けた穴はそれだけでは補えませ

ん。会社や学校への通知などの働き掛けなどサポートを裁判所が行ってくれるような態勢がもう少し整えられると会社の方でも受け入れられやすくなるのかなと思います。

司会者

今のお話でも、会社への働き掛けという次の質問でお話を伺う予定としていたアイデアも併せていただきましたが、参加しやすくするための御意見、アイデアなど追加してお話ししていただけることがありましたらお願いします。

1 番

先ほどの話にありました選ばれた方の会社などへ裁判所から通知するアイデアは良いと思います。

4 番

選ばれた人から会社へ報告するというのは、一従業員の意見としてしか会社は受け取ってくれないので、規模の大きな会社ほどなかなか意見も通りにくいので、裁判所から通知してもらえると良いと思います。

司会者

3 番の方は、従業員の方もおられると伺いましたが、その点いかがでしょうか。

3 番

代わりの人がいてくれたら、どうぞと見送ることもできるのですが、なかなか代わりの人もないので、裁判員自体は、日当が出るからいいのですが、一人一人が大事なので、別の人をやりくりするのは、会社としては難しいことです。時期にもよります。全然大丈夫な時期もあります。でも選ばれたら参加させますよ。

司会者

なお、日程の関係では、皆さんが担当された事件は、裁判員の選任手続を午前中に設け、それから数日後の別の日の午前中から法廷の審理が始まるというスケジュールを組んでおります。

これに対し、選任手続を初日の午前中に行い、その日の午後から早速、法廷で

の証拠調べの手続を行うという運用を過去に行っていたこともありました。これは、裁判所にお越しいただくトータルの日数を一日でも少なくして日程的な負担を軽減したいという考えに基づくものでありますが、反面、まだ選任されるかどうか分からない状態で、その日の午後についても休みの調整をしていただいた上、実際に選ばれた後にも最終的な調整をしなければならなくなり、かえって負担になるという意見などもあり、裁判員の選任手続と実際の法廷の審理が始まる日を別の日にする運用に変わってきたという経緯があります。

それぞれが経験された事件において選任する手続と実際の法廷の審理が始まる日を別の日程にしているスケジュールについて、感想などありましたらお聞かせください。

1 番

特にありません。

2 番

裁判員は義務だと思いましたが、受け入れましたが、選ばれたからいいのですが、選ばれない人の方がはるかに多いわけで、選ばれなかった人が2度目に裁判所に来るのだろうかと思いました。もういいやと思う人がいっぱい出てきそうで不安です。

3 番

初めてだったので、そういうものだと思っていました。選ばれたその日に審理っていうのは、心の準備的なものとかやっぱり都合があるので、選ばれて、後日審理が始まる方が私的には、合ってたといえますか、理想だったなと思いました。

4 番

裁判所に近ければ参加しやすいと思いますが、それこそ始発で来ないといけなような遠方の方は、2度目に来るのは、敷居が高くなるのではないかと思います。

裁判官（馬場）

日程の関係で、先ほど3番の方が自分に合っていたとおっしゃいましたが、従業員を送り出す立場で、選任手続の日から審理の日、例えば長期の事件であればどのくらいの間隔で日程を設けてほしいかなどについて御意見があればお聞かせください。

3番

人を手配したりなどいろんな事情から、選任されてから裁判が始まるまでの日数がちょっと短いなと思います。事件の関係もあるでしょうから早ければ早いほどいいのですが、できれば会社としては、半月くらい、いや、2週間、1週間、10日空いてくれると、うまくシフトが組めるかなと思いますね。裁判の期間は、何日か空いてとると予定が立てづらいので、詰まってくれていた方が助かります。

裁判官（馬場）

もう一点、別の観点からの質問ですが、裁判所では、広報活動も行っておりまして、学校や企業にも出向いて、出前講義なども行っているのですが、もっと、こういう情報があったら参加しやすかったとか、勤め先にこういう情報を提供してくれていたら、企業の方も快く送り出してくれるというように事前の情報があれば変わっていたと思うところなどがあれば、御意見を伺いたいと思います。

2番

10年以上前、制度が始まる前に市役所のホールで説明会がありました。そこで説明を聞いていたので、やっと当たったみたいな感じでした。気持ちの上では、すぐにでもやってみたいと思っていたのですが、選ばれるまでに10年かかったと逆に思いました。説明会があったから受け入れやすかったのも、説明会というのは、有効だと思います。

裁判官（馬場）

そうすると一般的な裁判員制度の説明であっても、定期的にいろいろなところで繰り返しやっていくことによって、その説明を聞かれた方が参加しやすくなる、

継続的に説明会などを行うのは、意味があるということですね。

司会者

今、話がありましたが、この松山地裁でも、「出前講義」といって、裁判官が、学校、企業、各種団体等に出向き、裁判員制度についての説明等を行う企画を積極的に実施し、松山地裁のホームページなどで広く募集しております。また、県民の皆さんが日頃馴染みのない刑事裁判に参加することへの漠然とした不安を取り除くためには、裁判員等経験者の感想や声を紹介することには大きな意味があると思っています。引き続き、皆さんをはじめ裁判員等経験者の方々の御協力を得ながら、できる限りその感想等を届けることにも取り組んでいきたいと考えております。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

テーマ3「審理について」

司会者

では、3つ目のテーマである法廷での審理の関係に入っていきたいと思います。手続の順番に従って、感想などをお話しただけたらと思います。

【冒頭陳述について】

まず、裁判が始まったときに、最初に起訴状の朗読や罪状認否があった後で、検察官、弁護人の双方から主張を聞く、冒頭陳述がありました。書面も配布されて、双方が「こういう事件ですよ。」「こういうところに着目してください。」などと主張を交わしたところがあったかと思います。これを聞いていて、双方の言い分をよく理解できたでしょうか。

3番

目の前でやり取りを見て、検察官側の厳しい圧力を感じる一方、弁護人もすごく一生懸命応答していて、両者から迫ってくる感じがありましたね。自分の中で一致する部分とちょっと違う部分を確認といいますか、検察官が言われるのも判断の材料になるわけですし、必死に聞き入れることで、合点する点と相違する点と、そういうのを考えながら聞いていました。

司会者

では、御出席の検察官、弁護人から何か冒頭陳述に関して質問されたいことはございますか。

検察官（志村）

皆さんが参加された裁判員裁判について、冒頭陳述の量は、もっと長い方がいいのか、それともあまり情報量が多すぎると整理が困難だからもうちょっと絞った方がいいなどの御意見を伺えればと思います。

1 番

冒頭陳述の部分は、あまり覚えていません。

司会者

逆にそう長くもなかったという感じでしょうか。

1 番

そうですね。

2 番

最初に資料を渡されて、法廷で資料に基づいて話されるというようなやり方でした。それについては、長いとも思わなかったし、量が多いとも思いませんでした。冒頭陳述では、うなずいて聞いていた記憶はなんとなくありますが、特にそれが問題とか、おかしいとは思いませんでした。

弁護士（仲宗根）

裁判所に入って、裁判官の隣に座ってという状況が一般的な社会生活にはないと思うのですが、そこに「はい、どうぞ。」って出されて、「始めます。」って言われて、その瞬間から耳に入ってくるものなのかというのは、すごく気になりました。急に裁判員になって、どこまで聞くことができているのかというのは、すごく疑問に思います。そこら辺を教えてもらえればと思います。

司会者

4 番の方、いかがでしょうか。

4 番

最初に評議室に皆さんで集まって、できるだけ気持ちをほぐせるようにという意図もあったのだと思いますが、裁判官の方が自己紹介をされ、フレンドリーに話したり、御茶菓子もありますよ、こういう本もありますよ、裁判所は実はこういう感じなんですよなどいろいろな話をするなどしてコミュニケーションを取る時間があり、緊張を少しずつ和らげる努力をされ、そうやって気遣っていただいたので、実際に法廷に入って、審理が始まるというときに、頭に全然入らないということはありませんでした。冒頭陳述の資料もいただいていたものの、法廷に入るまでほとんど情報がない状態でしたが、それについて悩んでいる時間はありませんでした。いただいた資料も分かりやすく要点だけをまとめていただいで、特に検察官の資料は、他の裁判員の方と、とても読みやすい資料でしたね、と話すくらいに本当に読みやすいものでした。

2 番

全く同じ意見です。裁判所の努力を常に感じていました。本当にフレンドリーで、がちがちの裁判官のイメージではないんですよ。裁判官も人なんだなって思いました。逆に同じ立場に立って話ができるからではなく、法廷に入っていくときにこの人の後についていけばいいんだ、やっぱり黒い服着てるぞっていう安心感がありました。法廷に入る前の裁判官のそうした気遣いがあるから法廷でのあの緊張も乗り越えられたのだと思います。

【証拠調べについて】

司会者

次に証拠調べの内容に入っていきたいと思います。証拠の関係では、モニターで書類を映し出したりしながら検察官が内容を説明するなどして証拠の書類を調べ、あるいは、その後に証人などの話を聞くということもあったかと思います。検察官は、事件の起こった場所や状況などについて、写真や図面を用いて私たちに提示していたかと思いますが、証人の話などを聞く準備として、写真や図面な

どでその場所などと状況がよく理解できたか、あるいは足りなかった印象なのか、その辺りの感想をお聞かせいただければと思います。

1番、2番、3番の方が担当された事件では、いずれも被害者が亡くなられています。その関係では、公判前整理手続の段階で検察官、弁護人と協議して裁判員の皆さんの精神的な御負担等も考慮しまして、御遺体の写真は証拠として取調べせず、イラストなどで証拠調べを行ったというところもあります。選任手続のオリエンテーションの際にもその旨お伝えしたところですが、その辺りも含めて、証拠調べでの現場の写真や図面などが分かりやすかったかどうかなどの感想をお聞かせください。まず、1番の方いかがでしょうか。

1番

先ほど3番の方が証拠で見せられた写真が蘇るというようなことを言われていましたが、あまりそういう無残な写真は見ていないので、あまり覚えていないといえますか、忘れてしまったのですが。遺体とかイラストみたいなので表示されていたのは、見やすかったです。

2番

起こった事実だけをクローズアップしていく仕事だったわけですね。私の事件では、黙秘しますと言い続けていた部分があって、よく分からないことがたくさんある中で審理が進んで、そんな中で事実だけを浮き彫りにさせようとしていたと思います。私も裁判中たくさん、それこそ裁判員の中で一番多く質問させていただいたんですけど、私としては、そこに裁判員がなぜ必要なのかという答えがあるのかなと思いました。これまでの117件の裁判員裁判の中でも典型的な裁判になれたのかなあって思っています。というのも、こちらの質問に被告人が答えてくれるんです。最初は、黙秘をしていたようですけど、こちらが聞いたことについてぽろりぽろりと答えてくれるので、逆に、この人はどうして答えるんだろうとずっと思っていました。弁護人には話したのかもしれないけれど、検察官には、たぶん黙秘をしていたのだと思います。それでも証拠調べの中で、

これはこうなんですかと聞いたときに、こうなんですよとそのまま返してくれたりして、なぜ、答えてくれたのかも分からなかったのです。多分、被告人としては、受け止められ方が怖かったのかもしれないですけど、質問することで事実が明らかになっていく、だから、質問する裁判員がいるんだろうなど。

司会者

今、被告人質問の話もあって、証人尋問も含めて証拠調べ全般の話にも及んでいるかと思えますけれど、3番の方いかがでしょうか。

3番

図面とかもあってとても分かりやすかったですし、一つ一つ丁寧に評議中にも説明してもらって分かりやすかったです。見なくていいですよと事前に言われてたのですが、大丈夫と思って見た写真が思った以上に、予想以上に頭に残ってしまいました。実際に凶器の刃物なども証拠調べのときに閲覧に回ってききましたが、あれは必要だったのだろうか、持つ必要があったのだろうかと思いました。

司会者

2番と3番の方の事件は、包丁が凶器の事件で、包丁そのものも証拠調べとして、皆さんにお見せしたことがあったかと思えます。写真については、現場の状況の写真も今も印象に残っているというところでしょうか。4番の方いかがでしょうか。放火の事件ということで、現場の写真もあったと思えます。燃焼実験のDVDの上映もあったかと思えますが、その辺りも含めてお話しいただければと思います。

4番

他の方の事件と違って、亡くなった方がいない事件でしたが、事件は放火でしたので、実際にここに放火しましたという被告人の陳述を基に、どの程度この方法で燃えるのかという実験の映像を見せてもらいました。そのときの実証実験は雨でした。実際の事件の時は雨天ではなかった、なかなか燃えにくいということで、参考にしてくださいと説明されたときに、実際とはどれくらい違うのかなど

ということについて裁判員同士で意見を交換して補ったり、被告人が立会いのもとこうしましたという映像も見せてもらっていたので、精神的に傷つく映像や情報を与えられたということもなく、評議をする上で参考になるものを裁判所でできる限りのものを準備して見せていただいたと思っています。

司会者

続きまして、いずれの事件も証人尋問が行われていますが、その中で2番、3番の方の事件、そして、4番の方の事件では、それぞれ精神科医の証人尋問がありました。専門的な方の証言が分かりやすかったかどうかについての感想などをいただければと思います。2番の方いかがでしょうか。

2番

話が長いと思いました。あれだけのことを言わないと結論に至らないのかもしれないですけど、聞いてて長いなど。それは難しい言葉をずっと並べられるから長く感じるというのもあるのですが。専門用語をたくさんメモしたのですが、結局何も覚えていませんでした。

3番

鑑定医の話は、資料も厚く、結果的には弁護人側に近いといえますか、精神的にこういう部分があるからこんなふうになっちゃうんですよと、私たちの気持ちが結果的にそちらに傾いてしまうような感じになってしまったところがありました。

4番

私のときは、精神科医の話だけというより、どちらかというとなんと弁護人との討論会みたいになっていましたので、その時間自体が長いというより、同じことの間答を繰り返しているなという感想でした。精神科医の話もどんな薬を処方していて、どのような副作用が生じる可能性があるかなど意見そのものが専門用語で、しかも横文字でカタカナの錠剤名や効果の話などは、なかなか頭に入らなくて、もう少し分かりやすい資料があれば良かったと思います。裁判官も頑張ってメモされていて、あの錠剤なんでしたか、そっちじゃなくてこっちの副作用じゃなか

ったですか、などとつまづく場面もありましたので、お薬の話が出てくる場合は、お薬の資料や分かりやすい要点だけ書いた資料があれば良かったと思います。

【証拠調べ全体】

司会者

では、御出席の検察官から何か証拠調べ全体について質問されたいことはございますでしょうか。

検察官（志村）

2番、3番、4番の方が経験された鑑定人の尋問について、まず、鑑定人の方がプレゼン形式でパワーポイントに映して説明されたと思いますが、その内容は、分かりやすかったでしょうか。それとも先ほど長いという印象もありましたけれども、もっと短くした方が良いなど印象について御意見を聞かせてください。

4番

長さ自体は、適切といいますか、長いとは思いませんでした。内容の分かりやすさで、長さの感じ方も変わってくると思いますので、裁判員がいるから分かりやすく資料を作ろうっていう気遣いをする方ばかりじゃないと思いますが、精神科医の方に分かりやすい資料を作成いただくか、事前に説明する内容を示した上で裁判所の方で分かりやすい資料を作っていたか、知識を補える資料があれば、頭にも入りやすいし、長さとしても苦痛にも感じないのではないかなと思います。

検察官（志村）

そういう専門用語とか薬とかに関するものについて、一覧表にまとめたような、意味とかを整理した資料があればより分かりやすいということでしょうか。

4番

そうですね、副作用とか、精神科医を証人として迎える意図としては、被告人が犯した罪について、その精神状態を知るためのもので、薬の影響によって判断能力を左右されるかどうかという争点になってしまうから、重要な意見、資料と

して扱われるべきだとも思いますので、そういう意味でも分かりやすい資料であると良いなと思いました。

1 番

精神科医に分からない専門用語を並べられて、納得できたのですか。

4 番

納得できたといいますか、弁護士さんと討論するような形になったと私さっき言いましたが、この薬はこういう副作用が出るんですか、いや、出ませんね、そういう場合は可能性ありますね、みたいな感じのやり取りをずっと続けていたので、その効果としては、一応そうなんだなって分かるように結果的にはなってしまうのかもしれませんが、資料としても一応箇条書きで、パワーポイントで表示はされてはいましたが、それを自分でもメモしなければならない、あるいは、裁判官がメモされたものを基に再度確認するというやり方になっていました。

司会者

弁護人の立場から質問等ございますでしょうか。

弁護士（高橋）

被告人質問で、さっき、一部黙秘したみたいな話が、2番、3番の方の事件でありましたが、なかなか難しい質問かも知れないですけど、黙秘権とかそういう難しいことは置いておいて、1番、4番の方を含めてですが、担当された事件の被告人が黙秘しますと事件を語らなかつたら、正直言ってどういう印象といいますか、感触を持たれるのかをお聞きしたいのですが。やはり犯罪を犯しているのではないかと思うのか、それともそういう権利なのだから、語らないのは、それはそれで無視できるのか、その辺の率直なお話を聞かせてください。

4 番

黙秘しますって言われたら、弁護士さんの方から釘刺されてるのかなあとか、自分の刑のために行動してるのかなと、仮定として、そこだけ聞くと素直にそう思うと思いますね。ただ、それまでの被告人の態度などを直接見ると、話したく

ないんだなと同情を買う場合もあるのかなと思います。話だけ聞くと嫌な印象を持つと思います。

3番

やましいところがあるのかなと普通に思います。

2番

都合が悪いから黙秘してるっていう印象はあります。被告人も言っていましたが、裁判上不利に働くから黙秘しますという場合と刑を終えて出てきたときに命の危険があるから明らかにせずに黙秘する場合がありますと思います。それはそれで仕方ないのかなと思います。

裁判官（馬場）

先ほど3番の方が現場の写真が頭に残ってしまったという話をされましたが、写真を見たときの嫌な印象が残ってしまうということなのか、それともより強くなってしまふのか、その辺りはいかがでしょうか。

3番

裁判しているときは、全然何ともないというか、普通に仕事をしてる感覚なのですが、後日、何ともないときに殺人事件などのニュースを見たときに、血だらけの部屋のような映像が浮かんできたり、刃物が閲覧されて回ってきたことなど、いろいろな記憶が巡ってきます。別にそのことによって夜寝れない、などという精神的な抑圧はないけれど、何かの拍子に蘇ってきます。いやだなとは思いますが、どうやっても消えないという思いはありますね。

裁判官（馬場）

刃物を回す必要まではなかったんじゃないかという話がありましたが、見ることは必要だけど、手に取って閲覧する必要まではなかったということでしょうか。

3番

そうですね。

裁判官（馬場）

精神科医の証人尋問の関係で、2番、3番の事件の関係では、直接、責任能力が争われているわけではなくて、覚せい剤の使用によって影響があるということも特に量刑で主張されていたというわけでもなく、争点にはなっていませんでした。ただ、どういう状態で被告人が犯行に及んだのかということを知りやすさという観点から証人尋問を行ったというところもあったのですが、それ自体が、刑を決めるに当たって役に立ったのかどうかという辺りについては、いかがでしょうか。

2番

あの時間が不必要だったとは思わないし、やはりあれがあって、こういうふうになってしまうのかなっていうのは理解できるので、あれはあれであるべきですよ。ただ、精神鑑定の方は、分厚い資料を作られて、すごい仕事の結果がこれなんだろうなというの理解できるのですが、裁判員のために作られたものではないし、裁判員に向けて説明しているものではないのだろうなというのが分かるんですよ。要するにある日突然、裁判員の席に座ってる、そこら辺のおっちゃん、おばちゃんに対して言ってるのではないな、ということです。

裁判官（馬場）

ボリュームや内容については、もう少し工夫の余地があるということでしょうか。

2番

1枚にあらすじをまとめた紙をもらって、これを見ながら、あの時間ずっと言ってることをメモしていたら相当のページ数になってしまったのですが、あそこまで必要だったのかなと思います。

3番

全然覚せい剤とか知らない世界だったんで、情報としては必要だったと思いますし、量についても、素人では分からないことも多いので、資料は必要でしたし、あの時間があったから、評議の時にも役に立ったのだと思います。私として全然

無駄じゃなかったと思います。

司会者

精神科医のカンファレンスという話もありましたが、これは、事前に検察官と弁護人と一緒にどういう形で説明していただくかについては打合せをしています。最終的に争いがある点を中心にお話しいただくよう準備していただいた上での報告ということになりますけれども。裁判所としてもその辺りは、今日のお話も踏まえて引き続き取り組んでいければと思っております。

【論告・弁論について】

司会者

引き続き論告・弁論についてお話しいただければと思います。

審理の最後に、検察官と弁護人の双方から、論告、弁論として最終的に証拠調べを踏まえたそれぞれの立場からの意見が述べられ、検察官からは求刑とって科刑の意見も述べられました。この論告、弁論についても感想や印象などについてお聞きかせいただければと思います。1番の方いかがでしょうか。

1番

ドラマなどで聞いたことがあるので、検察官の求刑よりもそれより下になるんだろうなと思いました。結局そのとおりになったなと思いました。分かりやすさの点については、特に意見はありません。

2番

私が経験した事件では、検察官、弁護人を比較すると、絶対有利、絶対不利の立場にあったと思います。罪を犯したことが分かっている、どういう刑にするかという裁判だったので、絶対不利の立場で本当に弁護人はすごいなと思いました。弁護人が言われることを聞いて、それを何とかしようとする努力っていうのは伝わってきました。弁護って必要なんだなと思いました。

3番

論告メモは、とても分かりやすく、評議していく上でとても重要でした。弁

論メモの方も一生懸命さが伝わってきました。

4番

検察官からいただいたメモが本当に読みやすかったというのが大きかったです。2番の方もおっしゃってたように、私の事件も有罪であることは決まってるという裁判でしたので、あとは弁護士さんの意見でどれだけ刑を軽くできるかという検察側と弁護側の弁論っていう状態でした。それで最終的に弁論と論告の資料を見たときの感想としては、検察官の方は、事件の概要が分かりやすかったです。弁護人の方は、弁護士さんにもよるとは思いますが、読み上げるカンペじゃないですけど、延々と読み上げる資料そのままだったんです。一応分かりやすくといいますが、タイトルのところは太字などにはありましたが、ちょっと分かりにくかったです。それから、大事と思われるところを延々と繰り返し書いてあって、弁護人の頑張ってる気持ちは分かるのですが、必死になってる印象がちょっと強かったので、資料の方にもう少し分かりやすさがあったら良かったかなと思いました。

司会者

論告・弁論関係で検察官、弁護人の立場から何か質問等あればお願いします。

弁護士（高橋）

二つ目の事件は、私が担当した事件でもあるのですが、弁論メモは、メモ方式のものと読上げ方式のものとは、どちらが分かりやすいでしょうか。全国的には、メモ方式のものが先進的には推奨されていますが、愛媛の弁護士には、比較的読上げ方式のものを配布するのが主流になっています。ちょっと長すぎるのではないとか逆にメモでは分からないなど評議の中での意見など、率直な意見をお聞かせください。

司会者

趣旨としては、むしろメモだけというのは、話に集中していただきたいという理由もあるのでしょうか。

弁護士（高橋）

はい。逆に言うとメモの資料だけだと、評議の中で何を言っていたのか忘れてしまうデメリットもあると思う反面、全部渡してしまえば、読めば何を言っていたのか読めば分かる。逆にああもう読むのも嫌だな、疲れたとなってしまうんじゃないかなという懸念もあって、その辺りどちらがいいのかについて率直な意見をお聞きしたいと思います。

2番

1年前の弁論メモをまた見て、あの時、何を言われたのか蘇ってきます。簡潔に書かれてるのもそうですけど。このメモは法廷で聞いたのち、評議室で読み返したときにうんうんってうなずけるので、これはこれで良いやり方だと思います。

3番

2番の方と同じで間接的に書いてあれば、それにプラスして話が聞けるので、私は、こちらの方が好きです。逆に読み上げたものを15枚もらって、評議室に戻って、分からなかったことを見返すには、読上げ方式のものもいいと思いますが、それに必死になってしまうよりはメモ方式が聞きやすいですね。

1番

特にありません。

4番

言われてみれば確かに口頭での説明については、評議室に戻ってから思い出すしかない、メモしかないよりは、読み上げたものをそのままもらえる方が分かりやすいのかなって思いましたね。ただ、裁判にもよると思いますし、私の事件では、どちらかというとなら執行猶予をどれだけ付けられるか、どれだけ被告人に責任能力があったかということが重要でしたので、感情論のようなものが多かったように思います。目に見えない病気、心の状態ということになると、それについてのこの15枚はどうなのかなと、感想も変わる気はしますが、先ほどの意見を聞

いて、目次のようなメモと資料がセットになっていると一番いい、大正解じゃないかなと思います。

テーマ4「評議について」

司会者

では、次のテーマの評議についても若干、お話を伺えればと思います。

評議では、被告人が起訴状に書いてある罪を犯したといえるかどうか、有罪か無罪かという観点と、有罪の場合には、どのような刑を科するのが相当なのかなどの点を中心に議論がされたと思います。そして、裁判官からは、法律的な説明をさせていただき、データベースに基づく量刑の分布などについても紹介させていただきました。そのようなことを理解していただいた上で、率直な意見が言えただでしょうか。量刑の考え方についても説明させていただきましたが、その説明についてはどうだったか、あるいは、お互いに面識のなかった人が集まって議論するという意味で、評議は独特の話合いの場ということになりますけれども、そのような感想なども含めてお話しいただければと思います。

1 番

被告人が罪を認めていたので、有罪無罪については、すぐに有罪ということでしたが、量刑を決めるのが難しかった。前例が大切なんだと、偏らないように、と思いました。

司会者

他の事件との公平の見地からということですか。

1 番

この事件では、量刑のデータからすると懲役何年かを判断するのが、難しかった。

2 番

同じような罪を犯したら同じような罰を日本中どこでも平等に受けるんだ、というその考えは絶対必要だろうと思いますが、裁判員裁判というのは、裁判員が

一般人の感覚で量刑をもっと左右できるというイメージがありました。確かにその部分は残されてると言いながら、やはり平均的な刑罰ということを考えないといけないんだなあということを感じました。あの県で罪を犯しても軽いぞってなってしまうと良くないわけですから。

3番

いろいろ量刑について勉強させてもらってから評議に入りましたし、私は補充裁判員だったのですが、偶然、女性と男性と年齢も適度に分かれてたと思います。皆さんの経験や思いなど全て違うので、いろんな意見があって良かったのではないかと思います。これが女性の裁判員ばかりの場合に子供の関係する事件だったりしたら感情が入ってしまって、標準ではないようなもっと重たい刑を望んでしまうなど、いろいろ難しい問題も出てくるだろうなと思いました。

4番

後で資料を見せますと言っていたかどうか覚えてませんが、最初に評議に入るときに何も知らない状態で決めなければいけないのかなと正直思いました。普通の3人家族の一戸建てが燃えた事件と何十人も住んでるマンションが燃えた事件では、無期懲役から確か一番下が懲役5年だったと思いますが、結構大きな差になるので、そうした中で事件について量刑を決めるときに、同じ現住所で、被害者の方がいた事件、いなかった事件、何十人の事件、何棟燃やした事件など、いろいろ参考資料をもらって、自分の中では判断しやすくなりました。その辺りを見越して裁判官が適切に教えてくださってとても助かりました。それから、3番の方の意見を聞いての感想ですが、私の場合は、女性の裁判員が多かったので、先ほどの懸念のとおり女性の情に訴えるような事件だった場合に重たい刑に傾いてしまうと公平な意見としてはちょっとバランスが良くないのかなと思いました。

裁判官（馬場）

行為責任の考え方っていうものを特に争いのない事件については、審理の途中の休憩時間でも少し説明させていただいたり、評議の段階でも説明させてい

いただきました。検察官や弁護人もそうした考え方に基づいて主張されていたと思いますが、皆さんには、証拠調べをして審理を終えた段階で行為責任の考え方がしっくりきていたのか、それとも、裁判所や検察官や弁護人にもう少し説明してもらっていけば、こういう点に着目して聞けたのにとか、その辺りの感想などありますでしょうか。あまり記憶がない部分もあるかとは思いますが、評議になってから改めて行為責任の考え方の説明を聞いたときにしっくりきたという感じなのか、それとも、評議を重ねていく中で段々そういう考え方が分かっていったのか、あるいは、説明の仕方にもう少し工夫することがあるのかどうか、どのタイミングでどういう説明があれば良かったなど御意見や御感想をお聞きしたいと思います。

4番

決める直前にホワイトボードやパワーポイントを使って説明いただきましたが、裁判官の中のお一人に任せていたという感じだったので、担当する方によって分かりやすさなど変わってくるのではないかと思います。

司会者

4番の方の事件では、分かりやすかったかどうか、その辺りはどうですか。

4番

事前に裁判官の方々とコミュニケーションを取り、すぐに話しかけられる雰囲気でしたので、分からないことがあっても、分からない顔をしていると、例を挙げて説明していただいたり、ちょっと冗談を交えながら聞きやすいように気づかいをしていただいたり、分かるようになるまで付き合っていたので、とてもありがたかったです。

司会者

4番の方の事件につきましては、犯罪事実について争いがあって、故意についても争いがありましたので、それは有罪だということで判断が評議でまとまった後に説明をさせていただいたということになりますけれども、犯罪事実について争いが

ない事件ですと冒頭手続等が終わった段階で休み時間があります。そのときにこれからこういう形で検察官，弁護人から主張されますので，犯罪行為について着目しましょうというように若干御説明させていただいたかとも思うんですけど，その辺りも含めて感想などありますでしょうか。

2番

その都度，順を追って，その時々に必要な説明をしてもらったという印象があります。事前にいろんなことを言われても逆に困るので，その都度説明していただいたのは，良かったと思います。

裁判官（馬場）

先ほど2番の方が公平性の観点について難しいとおっしゃっていましたが，実際，難しいところです。初めは，裁判員がもっと自由に判断できるというイメージを持たれていたということでしょうか。

2番

要するに裁判員裁判っていうのは，普通のおっちゃん，おばちゃんが量刑に関与していくということですよね。それが過去の罪に対してこういう量刑がありますよと統計的に出されてしまってますよね。結局その中で極端なずれ方ができなくなってしまう。それを基準として，裁判員の感情としてプラスなのかマイナスなのかという作業手順になっている。確かにその方が楽と言えば楽なんだろうけど，何の拠り所もないまま，さあ何年ですかと言われても決められない。見せられ過ぎと感じる人もいるとは思いますが。もっとおっちゃん，おばちゃんの感情としては，罪に対して極悪非道だなあと思う部分があってもいいのかなあと思います。もっと情状酌量の部分やもっと強く言ってもいい部分があってもいいのかなと。今回の裁判でも情状酌量の部分がありましたし，情状証人の話もありました。今でも最善の量刑になったと思ってます。ただ，裁判員裁判の趣旨からすると作られすぎてるのかなという感じがします。

裁判官（馬場）

そうすると、自由な幅をと思われているときに何かそのグラフの参照の仕方であつたりとか意見の進め方だったりとか、もっとこうすれば良かったという意見などはありますか。

2 番

さっき言ったように、今でも完璧な量刑だったと思うので、それは、皆の話し合いと過去の前例の結果なので、これで良かったのだと思っていますが、裁判員裁判に対する最初のイメージとは違っていたという、それだけです。

テーマ5「守秘義務について」

司会者

5つ目のテーマである守秘義務について一言ずつお話しただけだと思います。これは裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、評議で裁判員の皆さんや裁判官が自由に意見を述べるためのもので、評議の秘密を守るということは、裁判員のプライバシーを保護することにもつながるものです。この点について、裁判員裁判を経験されて大分時間も経っているということで、周りの方にお話しされる機会もあるかも知れません。そのときに困ったとか、引っかかるとかそのようなことがありましたら、この機会に率直にお聞かせいただければと思います。

1 番

守秘義務があると言われて、言えないことがあるのかと思っていましたが、話せることも多く、裁判で話したことは話せるので、結構、話せるんだなあと思いました。

司会者

法廷でのことということですか。

1 番

そうです。量刑のこととか、死刑の資料を見ましたが、それについて話してもいいのか、まだ話してはないのですが話していいものかどうか迷っています。

司会者

過去にそういう事件があったことは、客観的な事実として存在するということであれば話していいのですが、ただ誰の意見がどうだったかというので、評議の意見ということになると評議の秘密ということになるかと思います。

2番

公表された事実っていうのは、話していい、公表されてない部分は、一切話してはいけないものと覚えています。この会も番号で1番の方から4番の方と名前を呼んでるわけでもないし、基本的な考え方、やり方はそうでしたよね。それこそ何ページも書いたメモを置いて帰ってくださいと言われてたとき、どうしてかと思いました。そういうものなんだと思いました。そこまで徹底して守秘義務を貫いて、これはこれで大切なことなんだと思います。

3番

最初は、どこまで言っているのか分からなくて、選ばれたこと自体誰に言っているのか分からない状態でしたので、家族にちょっと裁判所に行ってくるよという何しに行くのって聞かれたり、田舎ですので、裁判所に行ったとなると、近所の人から何してるんだろうと変な噂が流れそうでした。どこまで話しているのか裁判員に選ばれた時点でその目安を説明してもらってれば、プレッシャーに感じないと思います。傍聴席があるくらいだから、法廷で聞いたことは大丈夫だと後々分かりましたが、最初は何も言っていないんだというプレッシャーがすごくありました。

4番

私も感想としては、概ね一緒に、裁判員制度が一般人の方から裁判員を選ぶ制度であるとか、守秘義務が生じるという知識自体はありましたが、守秘義務の範囲というのが全然分かりませんでした。3番の方もおっしゃったように選ばれたこと自体誰に言っているのか、資料など事前にいただいていたので、家族には話しても大丈夫とか、SNSなどは御遠慮くださいなどと書かれていたのを参考にしていたのですが、実際に裁判員に選ばれてからもこの経験は誰にも言っていない

けないのか、墓まで持って行くのかと疑問でした。どこまで言っているのか質問して、やっとそこで、評議の部分だけ言わなければ大丈夫ですよと聞いたときに、ここだけなんだと思ったのが素直な感想です。私としては、内容が殺人事件だったりするとまた違った感じ方になるのですが、裁判員に選ばれる上で守秘義務のプレッシャーが一番重いなと感じました。守秘義務を破ったらどうなるのだろうという気持ちもありました。自分の身に危害が及ぶ可能性もある、だから守秘義務があると思いますので、事前にもっと分かりやすい説明があれば良かった。今日この場に来ることさえ言っているのか、最近ですとSNSなどもありますし、そこに裁判員の意見交換会に行くことを書き込むと、私の場合、今年の事件の話になりますので、今年の事件のいったいどの事件なのかということも分かってしまう、そこまで予想して自分の中でセーフティーを設ける必要も出てきますので、その辺も分かりやすい説明があると助かります。

テーマ6 「裁判員裁判の経験の位置付けとこれから裁判員となられる方へのメッセージ

司会者

最後に皆さんから、御自身にとって裁判員というのはどういう経験と位置付けておられるのか、そして、今後裁判員になる可能性のある県民の皆さんに宛てて、経験者としてのメッセージをいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、1番の方から順にお願いします。

1番

私の事件では、懲役18年になったのですが、そもそも懲役がどんなものか、懲役1年がどんなものか分からないのに懲役18年って言ったんです。意見を言う以上、知っておかなければいけないと思いました。今でも自分の持っているイメージがドラマのイメージで、懲役って仕事させられるそうだけどどんな仕事かは知らないし、賃金も安いなどドラマの世界の知識しかなくて。裁判員となられる

方は、頑張ってください。

2番

普通の出来事ですと1年前に何をしていたか詳細には思い出せない。でも裁判員裁判のことは、覚えているんです。そのぐらい強烈で衝撃的な体験だったのだと思います。裁判員を経験するかしないかでいろんなものの見方が変わってくると思います。是非、選ばれるチャンスを掴んだ方は、体験してほしいと思います。お金を出したから体験できるという話ではないですから、せっかくのチャンスを掴んだら体験してみてください。

3番

経験するまで自信もなく、素人で何も知らないことだらけなのですが、ひとつひとつ説明してもらい、教えてもらって自分の勉強にもなったと思います。ニュースを見る目もちょっと変わってきました。いい経験ができると思いますので、できる限り参加してほしいと思います。

4番

こういう意見を言わせていただくときは、いつも同じようなことを言わせていただけてますが、守秘義務のところでも似たようなことを言いましたが、裁判員のプレッシャーがイメージと実際に経験してのギャップが結構大きく、思うほど怖い場所じゃないということを裁判員を経験されていない方に知っていただきたいことの大きな一つです。経験としても人の罪を裁く、人の罪を犯すっていう概念自体が人間だけのものですし、お金を出してできる体験会でもありませんし、シミュレーションゲームやドラマでもなく、フィクションでもない生きた人間の罪を、人生を、命を左右する立場に立って裁くという経験をし、本当にそれは重たいものではあります。それでも人生経験としては得難いものだと思いますので、是非、選ばれた方は、参加してほしいと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、これで用意したテーマについての意見交換

は終わらせていただきます。

司法記者クラブからの質疑応答

毎日新聞

裁判員裁判は、裁判員の経験を基に判決を出していくというものであると思いますが、結果として判例に縛られてしまったという話も聞きます。担当された事件で、自分の経験・感覚が判決に落とし込むことができたのかお伺いしたいと思います。

1 番

経験とか前例を落とし込むことができました。前例のひとつとなったと思います。

2 番

両方の気持ちがあったのですが、もっと長い刑でもいいと思ってたし、もっと短い刑でもいいという気持ちもありました。というのは、被告人が前科を重ね続けたという人生という方だったので、またやってしまうのではないか、それならずと刑務所に入っていたらいいという気持ちと、でも、それでも立ち直るチャンスはあってもいいのではないかという気持ちの両方あって、落とし込めたかというのは分からないですが、トータルで考えたら、一番いい刑になったと信じるしかない部分もあるのですが。最終的に、刑を短くしたらという気持ちよりも、長くしたらという気持ちが勝ったのは、薬物常習者であったので、ある程度長い期間で薬を抜いてあげないといけないと思う気持ちがあったからです。その人のことを考えた量刑になるべきだと。

3 番

評議でいろいろある中で、感情を入れてしまうと別になってしまうので、いろいろな前例で考えていくと、その人にとっては、それが一番良かったと思うくらいちゃんとできていると思いました。

4 番

事件によって、いろいろな感情を抱くか変わってくると思いますが、本当はもっと重い刑だと思うけれども、判例があるから、軽めの方がいいのかなという感情を抱いたとしても、その評議の場では、一人ひとりの意見として取り入れてくれますし、守秘義務も生じますので。人によるかもしれませんが、量刑を気にして自分の意見を抑え込んで納得のいかない刑を、自分たちの意見とする人はあまりないのかな。そういうことを強いられるプレッシャーがある場ではなかったと私は思っています。

南海放送

裁判員経験後、刑事裁判のニュース等を見られたときに意識の変化はありましたか。

1 番

いろいろ話し合っただけで決められているのだろうと思うようになりました。

2 番

もっと短くていいのではないかというものと、もっと長くてもいいと思うもの両方あります。特殊詐欺や危険運転致傷の事案では、刑はもっと重くてもいいと裁判員を経験してよりそう思うようになりました。

3 番

もっと重くてもいいのではないかと思うこともありますし、もっと軽くてもいいのではないかと思うこともあるので、特に大きく変わったということはありません。ただ、裁判員裁判とかのニュースを見ると、いろいろ話し合っただけで、こうなったんだろうなといういろいろ想像しながら、経験を交えて、家族と見れるようになりました。

4 番

見る目は変わりました。実際に裁判員裁判を経験させてもらった中で、裁判官から法律用語の説明を受けましたし、量刑を決める上での知識も得られたので、そうした知識を踏まえた上でニュースを見ることができるようになりました。も

う一つは、判決内容をそのまま鵜呑みにして、それで終わりということではなく、実際に経験しているので、この裏側ではきっとこういう評議があったんだろうな、こういった意見があったんだろうなど、裏側を想像できる経験の一つとなりました。

南海放送

最近のニュースで一審の裁判員裁判の判決が、高等裁判所で覆るということがありましたが、もし、自分が出した判決が覆されてしまったとしたら、どう思いますか。

2番

率直に「バカヤロウ、あの努力を返せ。」と思います。でも、裁判員を経験して、裁判官がきちんと仕事をしているという姿を見せてもらっているのです。裁判官がその判決では納得できないということはあると思います。普通に生活をしていたら、裁判官の顔を見ることすらないと思いますが、裁判官がこういう仕事をしているということを短い間でも見せていただいたから、裁判官には裁判官なりの考えがあるというのも理解できます。また、制度の中でもそういうことも必要だと思います。

4番

自分たちの中の意見としては一番納得のいく完璧なものとして出しているのです。それが覆されてしまったら、納得のいかない部分はあるとは思いますが。でも、そうなった場合には、事件の概要を最後まで追いたいなという気持ちも湧きますし、短い間ですが、一緒に裁判をさせてもらって、裁判所のことは信頼しているので、普通に受け入れられると思います。

司会者

本日はお忙しい中、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。裁判員裁判が始まって、来年は11年目ということになりますけれども、現状はまだまだ完成形ではなく、過渡期という意識で取り組んでおります。裁判

員裁判の円滑な運用をさせていただくというのは、皆様の御理解と御協力による
ところでありますけれども、皆様の御経験を広く紹介することも大変意義がある
ことだと思っております。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。本日は
どうもありがとうございました。 以 上